

超Tプロテクション(業務災害総合保険)の

「**針刺し事故等による感染症を補償**」する

医院向け災害補償プランなら

**血液曝露事故(針刺し事故等による感染症危険)から
医院・医療スタッフをお守りします**

院長・医療スタッフ向け

HIV
に感染された場合
(ヒト免疫不全ウイルス) 一時金 **1,000万円**

HCV
に感染された場合
(C型肝炎ウイルス) 一時金 **300万円**

HBV
に感染後B型肝炎を発病し
治療を受けられた場合
(B型肝炎ウイルス) 一時金 **30万円**

医院(院長)向け

使用者賠償責任

限度額

1名あたり **5,000万円**

1災害あたり **5,000万円**

(注)業務外の針刺し事故等の血液曝露事故については上記の保険金(一時金)をお支払いできません。

医院向け災害補償プランの特長

●従業員等が**業務災害・通勤災害**に伴い、身体障害を被ったことによる、医院および院長個人の法律上の**賠償責任**を補償します。

●政府労災の**給付決定を待たずに**保険金をお支払いします^(※1)!

(※1)精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等は政府労災の給付が決定された場合に支払います。なお、使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。

●**針刺し事故等**(血液曝露事故)により、HCV・HIVに感染された場合、発病を待たずに**一時金**をお支払い。^(※2)

●**針刺し事故等**(血液曝露事故)により、HBVに感染し、**B型肝炎**を発病して治療を受けられた場合、**一時金**をお支払い。^(※2)

(※2)事故日から3日以内の検査が必要です。

●従業員の人数報告は不要。
パート・アルバイトの方も**自動的に**補償対象となります。

医院向け災害補償プラン

主な業種:医療業 保険期間:1年(売上高:5,000万円の場合)

補償内容	使用者賠償責任	1名	5,000万円
		1災害	5,000万円
		免責金額	0円
	針刺し事故等による感染症危険補償 ^{※1}		1,000万円
	死亡・後遺障害 ^{※2}		100万円
	入院 ^{※3}	保険金額	5,000円(日額)
通院	3,000円(日額)		
災害付帯費用補償	100万円		

その他の主な特約条項:役員・事業主等フルタイム補償特約条項^{※4}
後遺障害等級限定補償特約条項^{※2}
法律相談費用補償特約条項^{※5}

年間保険料	1回分(月払)	6,960円
	総払込保険料	83,520円

※1:針刺し事故等による感染症危険補償特約条項のお支払額はHBVは保険金額の3%、HCVは保険金額の30%、HIVは保険金額100%となります。

※2:後遺障害保険金のお支払対象は後遺障害(1~7級)になります。

※3:手術保険金のお支払い額は、入院日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※4:役員・個人事業主は業務遂行中に限らず24時間補償となります。

※5:従業員の方等が業務遂行中に起因すると疑われる身体障害を被り、企業、役員の方等があらかじめ弊社の同意を得て弁護士等に法律相談を行った場合の法律相談費用について保険金をお支払いします。

本プランは日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会を契約者とする業務災害総合保険の団体契約の概要についてご紹介したものです。ご加入に際しては、必ずパンフレットおよび「重要事項説明書」をご確認ください。ご不明の点がございましたら代理店または弊社にお問い合わせください。

【取扱代理店】

DCプランニングジャパン株式会社
〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町9番地 日経タイプビル2F
TEL:03-5280-7173 FAX:03-5280-7174

株式会社イマジン・クオリティーズ
〒104-0061 東京都中央区銀座1-16-7 銀座大栄ビル5階
TEL:03-4360-8786 FAX:03-6733-8479

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

【担当課支社】

針刺し事故等による 職業感染で 賠償請求!?

まさか、医療スタッフから
訴えられるなんて…!



医療業の新しい労災リスク

ご存知
ですか?

医療従事者の針刺し・切創事故は日本国内で



年間**45万~60万**件発生

出典:2002年厚生労働科学特別研究事業「医療従事者における針刺し・切創の実態とその対策に関する調査」より

針刺し事故による感染症で、 病院の「安全配慮義務違反」として民事訴訟!!

看護師が針刺しで肝炎に
病院に2,740万円の
賠償命令
(大阪地裁平成11年3月)

看護師が血液ガス測定時
に、自分の指を針で刺して
肝炎に罹患した。針刺し事
故防止の遵守事項の説明が
なく、患者がC型肝炎であ
るとの説明や針刺し後の処
置についての説明もなかつ
たとして、安全配慮義務違
反があったとして病院を訴
えた。

病院側は本人の過失を主
張したが、裁判所は病院の
安全配慮義務違反は明確だ
として賠償額として2,7
40万円を認定した。

(逸失利益約2,000万円、
慰謝料1,000万円、合計
約3,000万円から10%を
過失相殺したものを。)

詳細は個々の判決文等をご覧下さい。損害保険上の対応については、個々の状況に応じてご案内致しますので、類似の案件においてのお支払いの可否や金額等をお約束するものではありません。

針刺しリスクへの備えは十分ですか?

詳細は裏面をご覧ください➡

E14-85350(1)改定201806 1404-AH53-B18001-201804

